

議会基本条例を制定しました

25年9月定例会閉会日（10月1日）に、議会基本条例が全会一致で可決され、同日施行されました。（11ページに条文を掲載）

この条例は、議会制度の調査検討や見直しを図るために設置された「議会制度検討会議」の委員が、24年4月から36回（作業部会19回含む）の会議で議論を重ね、このたび制定の運びとなったものです。

《条例の概要》

この条例は、地方分権の進展により、議会が市政に果たすべき役割がますます重要になってきたため、議会に関する基本的な事項を定め、市民に信頼される開かれた議会を実現し、将来にわたる市政の発展に寄与することを目指しています。



▲会長、副会長（左端）が議長、副議長（右端）に第5次中間答申を提出

条例は7章で構成され、市民の皆さんと議会との関係、議会と市長等（市長や教育委員会などの執行機関）との関係について定めるとともに、議会の機能強化や議員の政治倫理などについて定めています。（条例の詳細な解説などは、ホームページをご覧ください。）

新たな取組の主なもの、以下のとおりです。

◎市民の参加機会の確保
市民の皆さんが議会活動に参加する機会を確保するために、議会の全ての会議を原則として公開

◎広報広聴委員会の設置
広報手段の活用や市民の皆さんの意見の聴取に取り組みることにより、広報広聴機能の充実を図るため、新たに広報広聴委員会を設置します。

◎反問権の創設
市長等は、全ての会議において、議員の質問に対し、議事を進行する者の許可を得て、答弁に必要範囲内で、趣旨又は内容を確認するための反問をすることができます。

◎政策討論の実施
議員の政策立案及び政策提言に資するよう、議員間の積極的な討議に努め、常任委員会で政策討論を実施します。

◎一括質問一括答弁と一問一答の選択
本会議における一般質問は、一括質問一括答弁か一問一答のいずれかの方式で、論点及び争点を明確に行います。

し、請願及び陳情の提出者の意見を聴く場を設けます。

議会へのご意見をお待ちしております

広報委員会は、機能を拡充し、新たに広報広聴委員会になりました。広く市民の皆さんからご意見をお聴きし、議会活動の活性化を図ってまいります。議会に対するご意見をお待ちしております。

《ご意見の提出》

▽対象：市内に在住または通勤・通学している人

▽方法：手紙、ファクス、メールなど

（電話や口頭でのご意見は受け付けできません。）

《ご意見に対する回答》

▽期間：おおむね1ヶ月程度を目安に回答します。ただし、内容によっては期限内に回答できない場合もあります。

▽回答できないもの：次に掲げる場合は、回答いたしかねますのでご了承ください。

- ・誹謗中傷や不当要求の内容を含むもの
- ・明らかに営利、営業を目的とするもの
- ・意見の趣旨が不明、不明確なもの
- ・住所氏名が不明、不明確なもの（メールで寄せられた意見はメールアドレスが不明、不明確なもの）
- ・このほか広報広聴委員会が不適当と判断したもの

▽公表：広報広聴委員会が協議の上、意見と回答の要旨をホームページや広報紙で公表します。

《提出先》

〒320-8540

宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市議会広報広聴委員会

FAX 028-632-2613

E-mail: u3104@city.utsunomiya.tochigi.jp

《問い合わせ先》議会事務局総務課 電話 (632) 2611

議会基本条例制定までの歩み（主なもの）

《検討経過》

平成 24年

4月 第9回議会制度
検討会議から検討開始

10月 先進都市視察

平成 25年

7月 第4次中間答申（条例大綱案）を議長に提出

8月 パブリックコメント実施

9月 第5次中間答申（条例案）を議長に提出

10月 平成25年第3回定例会に条例案を提出、可決され制定

・議員案の提出者（議会制度検討会議）

会長／中山 勝二、副会長／塚田 典功

委員／保坂 寿、馬上 剛、駒場 昭夫、木村由美子、
小林 紀夫、金沢 力、南木 清一、渡辺 道仁、
荒川 恒男、藤井 弘一、今井 恭男、細谷 美夫



▲先進都市での視察の様子

議会基本条例大綱（案）に関するパブリックコメント結果

平成25年8月1日から21日まで意見の募集を行ったところ、3名の方から19件のご意見をいただきました。いただいた意見の概要と議会の考え方は、ホームページなどで公表しております。ご協力ありがとうございました。